

契約締結前の電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）

	（新）電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	（旧）電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
前文	本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。 詳しくは、当社電気需給約款（高圧・特別高圧） <u>（以下「電気需給約款」といいます。）</u> および申し込みをいただいた需給契約の内容（以下あわせて「電気需給約款等」といいます。）をご確認ください。	本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。 詳しくは、当社電気需給約款（高圧・特別高圧）および申し込みをいただいた需給契約の内容（以下、 <u>あ</u> わせて「電気需給約款等」といいます。）をご確認ください。
需給契約の申し込み	1. 需給契約の申し込み <u>お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款等、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。</u>	1. 申込方法 <u>電気需給約款等の供給条件を承諾のうえ、当社所定の様式によって、申し込みを受け付けます。</u>
電気需給契約の成立および契約期間	2. 電気需給契約の成立および契約期間 (1) 電気需給契約は、お客さまの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、 <u>原則として</u> 、需給開始日から1年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、需給開始日から、同日が属する月の翌月を <u>起</u> 算月として12か月目の月の末日までといたします。	2. 電気需給契約の成立および契約期間 (1) 電気需給契約は、お客さまの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、需給開始日から1年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、需給開始日から、同日が属する月の翌月を <u>期</u> 算月として12か月目の月の末日までといたします。
需給開始の予定年月日	3. 需給開始の予定年月日 電気需給契約書または電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といい、「電気需給契約書」と「通知書面」をあわせて「需給契約書等」といいます。）に記載の契約有効期間の開始日といたします。	3. 需給開始の予定年月日 電気需給契約書または電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下、 <u>下</u> 「通知書面」といい、「電気需給契約書」と「通知書面」をあわせて「需給契約書等」といいます。）に記載の契約有効期間の開始日といたします。
契約更新に関する事項	4. 契約更新に関する事項 契約期間満了の3か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。	4. 契約更新に関する事項 <u>契約電力が500キロワット以上のお客さまは</u> 契約期間満了の3か月前までに、 <u>契約電力が500キロワット未満のお客さまは契約期間満了までに</u> 、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。
電気料金	5. 電気料金 <u>(1)</u> 毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額 <u>（燃料費調整単価×使用電力量）</u> ）を含みます。）」の合計額となります。 <u>(2)</u> 基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。 <u>(3) 燃料費調整額とは、液化天然ガス・石炭の価格（以下「燃料価格」といいます。）の市場や為替等の外的要因による変動や日本卸電力取引所における電力の市場価格の変動を電気料金に反映するための調整額です。なお、燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。</u> <u>＜燃料費調整単価の計算方法＞</u> <u>3か月の平均価格、基準単価等から次のとおり算定いたします。</u> <u>燃料費調整単価＝（平均燃料価格^{※1}－42,000円^{※2}）×基準単価^{※3}÷1,000＋卸市場単価</u> <u>卸市場単価＝（平均市場価格^{※4}－19.37円^{※5}）×卸市場率^{※6}</u> <u>※1：各平均燃料価格算定期間における(A)平均液化天然ガス価格、(B)平均石炭価格により、次のとおり算定いたします。</u> <u>平均燃料価格＝A×α（0.4381）＋B×β（0.5545）</u> <u>※2：調整の基準となる燃料価格</u>	5. 電気料金 毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額 ^{※1} を含みます。）」の合計額となります。 <u>燃料費調整額は、液化天然ガス・石炭等の価格（以下「燃料価格」といいます。）および日本卸電力取引所における電力の市場価格の変動に応じて、電気料金を毎月調整するものです。燃料価格は市場や為替等の外的要因により変動します。なお、燃料価格や市場価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなることがあり、電気料金が大きく変動する可能性があります。</u> <u>※1:燃料費調整額＝燃料費調整単価^{※2}×使用電力量</u> <u>※2:燃料費調整単価（税込）の計算方法は次のとおりといたします。</u> <u>燃料費調整単価＝（平均燃料価格－42,000円）×基準単価÷1,000＋卸市場単価</u> <u>基準単価は、特別高圧電力は19銭3厘、高圧電力は19銭6厘といたします。</u> なお、燃料費調整単価および卸電力単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。 なお、算定期間が1か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。 基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)
	※3：特別高圧電力は 19 銭 3 厘、高圧電力は 19 銭 6 厘といたします。 ※4：平均燃料価格算定期間における午前 6 時から午後 6 時までの約定単価（原則として、日本卸電力取引所から公表されるスポット市場取引における 30 分ごとのエリアプライス(中部エリア)といたします。)の単純平均といたします。 ※5：基準となる市場平均価格 ※6：特別高圧電力は 10.1 パーセント、高圧電力は 10.3 パーセントといたします。 燃料費調整単価および卸電力単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。 (4) 算定期間が 1 か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。	エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。
供給電気方式、供給電圧および周波数	6. <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u>	6. 供給電圧および周波数 (1) <u>特別高圧電力は原則として標準電圧 20,000 ボルト以上、標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘルツ）となります。</u> (2) <u>高圧電力は原則として標準電圧 6,000 ボルト以上、標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘルツ）となります。</u>
契約電力	7. 契約電力 (1) 特別高圧業務用電力、特別高圧電力、契約電力 500 キロワット以上の高圧業務用電力、契約電力 500 キロワット以上の高圧電力、業務用自家発補給電力および自家発補給電力の契約電力は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者等</u>との協議のうえ、決定させていただきます。 (2) 契約電力 500 キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその 1 か月の最大需要電力とその月の前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>イ</u> 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>ロ</u> 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。 <u>ハ</u> 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 か月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。 (3) (略)	7. 契約電力 (1) 特別高圧業務用電力、特別高圧電力、契約電力 500 キロワット以上の高圧業務用電力、契約電力 500 キロワット以上の高圧電力、業務用自家発補給電力および自家発補給電力の契約電力は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）</u>との協議のうえ、決定させていただきます。 (2) 契約電力 500 キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその 1 か月の最大需要電力とその月の前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>○</u> 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>○</u> 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。 <u>○</u> 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 カ月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率</u>、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。 (3) (略)
工事費負担金等相当額	8. <u>工事費負担金等相当額</u> <u>当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負</u>	8. <u>工事費等</u> <u>託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづいて工事費負担金等お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者等から請求を受けた場合は、お客さまは</u>

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)				
	<u>担金等相当額として申し受けます。</u>	<u>当社の請求に応じ、当該工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料を支払っていただくものといたします。</u>				
その他ご負担いただく費用	9. その他ご負担いただく費用 (1) (略) (2) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、 <u>原則として</u> 契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払い期限内に支払っていただきます。	9. その他ご負担いただく費用 (1) (略) (2) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払い期限内に支払っていただきます。				
使用電力量等および料金の算定	10. <u>使用電力量等</u>および料金の算定 (1) <u>使用電力量</u> は、 <u>計量器</u> の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、 <u>託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。</u> (2) (略) (3) <u>一般送配電事業者等から受領した検針の結果</u> は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。 (4) 料金 <u>算定</u> は、原則として毎月 3 営業日から第 5 営業日までに行います。一般送配電事業者等より電力量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第 5 営業日に料金計算を行います。 なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。 【削除】	10. <u>計量</u>および料金の算定 (1) <u>お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率</u> は、 <u>電力量計</u> の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、 <u>一般送配電事業者等が設置した記録型計量器により計量いたします。</u> (2) (略) (3) <u>計量の結果</u> は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。 (4) 料金 <u>計算</u> は、原則として毎月 3 営業日から第 5 営業日までに行います。一般送配電事業者等より電力量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第 5 営業日に料金計算を行います。 なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。 <u>(5) 月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、電磁的方法（インターネットを利用する方法を言います。）により、原則として毎月、第 3～第 4 営業日を目途にお客さまにお知らせいたします。(郵送によるお知らせは実施いたしません。)</u>				
料金その他の支払い方法	11. 料金その他の支払い方法 お客さまは、料金を原則として口座振替により、毎月お支払いいただきます（支払方法の登録処理完了時期により、初回の口座振替日が早まる場合があります。）。	11. 料金その他の支払い方法 お客さまは、料金を原則として口座振替により、毎月お支払いいただきます（支払方法の登録処理完了時期により、初回の口座振替日が早まる場合があります。）。 <u>工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</u>				
帳票発行手数料	<u>12. 帳票発行手数料</u> <u>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、以下に定める各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金と合わせてお支払いいただきます。</u> <u>イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</u> <u>ロ お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</u> <u>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</u> <u>イ (1)イの場合</u> <table><tr><td><u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u></td><td><u>130 円（税込）</u></td></tr></table> <u>ロ (1)ロの場合</u> <table><tr><td><u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u></td><td><u>250 円（税込）</u></td></tr></table>	<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>130 円（税込）</u>	<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>250 円（税込）</u>	【新設】
<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>130 円（税込）</u>					
<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>250 円（税込）</u>					
需要場所への立入りによる業務の実施	<u>13. 需要場所への立入りによる業務の実施</u> <u>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u> <u>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務</u>	<u>12. お客さま側の保安等に関するご協力</u> <u>電気の需給にあたり、一般送配電事業者等が定める託送約款等に規定された内容を遵守していただきます。託送約款等には次のようなお客さまにお守りいただく事項等がございます。</u> <u>(1) お客さまの電気のご利用に際し、設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</u> <u>(2) 当社および一般送配電事業者等は、必要な業務のために、お客さまの承諾をえてお客さまの土地また</u>				

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)
	<u>(2) その他電気需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</u>	<u>は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u> <u>(3) お客様の電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合等には、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備を施設して、電気を使用していただきます。</u> <u>(4) 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合等には、その旨を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。</u>
料金の変更	<u>14. 料金の変更</u> (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客様と当社にて協議するものといたします。 <u>イ</u> 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 <u>ロ</u> お客様が当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客様の実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合 (2) (略)	<u>13. 料金の変更</u> (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客様と当社にて協議するものといたします。 <u>○</u> 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 <u>○</u> お客様が当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客様の実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合 (2) (略)
お客様からの申し出による契約の変更・終了	<u>15. お客様からの申し出による契約の変更・終了</u> (1) 需給契約締結日以降、需給開始日、需給契約更新日または契約電力を増加された日から1年未満の期間内は、原則として、契約電力の減少ができません。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合または<u>お客様および当社ならびに一般送配電事業者等</u>が同意すればこの限りではありません。 (2) お客様が契約電力の変更または需給契約を<u>終了</u>しようとする場合は、原則として、変更希望日または<u>終了</u>希望日の3か月前までに当社にその旨を<u>所定の方法</u>で通知していただきます。 (3) (略)	<u>14. お客様からの申し出による契約の変更・解約</u> (1) 需給契約締結日以降、需給開始日、需給契約更新日または契約電力を増加された日から1年未満の期間内は、原則として、契約電力の減少ができません。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合または<u>双方</u>が同意すればこの限りではありません。 (2) お客様が契約電力の変更または需給契約を<u>解約</u>しようとする場合は、原則として、変更希望日または<u>解約</u>希望日の3か月前までに当社にその旨を<u>書面</u>で通知していただきます。 (3) (略)
契約変更・終了に係る料金	<u>16. 契約変更・終了に係る料金</u> <u>(1) お客様が契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u> <u>イ</u> お客様が契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に定める料金を除きます。）に関して、お客様に精算していただきます。 <u>ロ</u> 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客様にその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。 <u>(2) お客様が契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとする場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u> <u>イ</u> お客様が契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金（託送約款等に定める料金を除きます。）に関して、お客様に精算していただきます。	<u>15. 契約変更・解約に伴う費用</u> <u>(1) 契約電力の変更</u> <u>お客様からの申し出による契約電力の減少が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客様は需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から契約電力を減少させる日の前日までの期間の料金について、契約電力の減少分につき、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客様が当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。また、これに伴い、一般送配電事業者等の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</u> <u>(2) 契約の解約</u> <u>お客様からの申し出による解約が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客様は需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から解約日の前日までの期間の料金について、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客様が当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比であん分した値といたします。また、これに伴い、一般送配電事業者等の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</u>

	(新) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
	<u>ロ 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。。</u> <u>(3) 7(2)によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または所定の算定方法によって算定された契約受電設備の総容量もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(1)または(2)に準ずるものといたします。</u>	
当社からの契約の解約	17. 当社からの契約の解約 (1)～(6) （略） (7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止され、<u>供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかな</u>場合 (8)～(14) （略）	16. 当社からの契約の解約 (1)～(6) （略） (7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止され<u>たお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない</u>場合 (8)～(14) （略）
約款の変更手続きについて	18. 約款の変更手続きについて (1) 当社は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく電気需給約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の電気需給約款によるものとします。なお、当社は、電気需給約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、電気需給約款を変更する旨および変更後の電気需給約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。 (2) 電気需給約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 <u>イ</u> 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 <u>ロ</u> 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (3) （略）	17. 約款の変更手続きについて (1) 当社は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく電気需給約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の電気需給約款によるものとします。なお、当社は、電気需給約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、電気需給約款を変更する旨および変更後の電気需給約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、<u>「</u>当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。 (2) 電気需給約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 <u>○</u> 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 <u>○</u> 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (3) （略）
その他	19. その他 (1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。 (2)～(10) （略）	18. その他 (1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下、<u>「</u>旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。 (2)～(10) （略）

契約締結後の電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）

	（新）電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	（旧）電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
前文	本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。 詳しくは、当社電気需給約款（高圧・特別高圧） <u>（以下「電気需給約款」といいます。）</u> および申し込みをいただいた需給契約の内容（以下あわせて「電気需給約款等」といいます。）をご確認ください。	本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。 詳しくは、当社電気需給約款（高圧・特別高圧）および申し込みをいただいた需給契約の内容（以下、 <u>あ</u> わせて「電気需給約款等」といいます。）をご確認ください。
契約年月日	1. 契約年月日 電気需給契約書または電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といい、「電気需給契約書」と「通知書面」をあわせて「需給契約書等」といいます。）をご参照ください。	1. 契約年月日 電気需給契約書または電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下、 <u>」</u> 「通知書面」といい、「電気需給契約書」と「通知書面」をあわせて「需給契約書等」といいます。）をご参照ください。
契約更新に関する事項	5. 契約更新に関する事項 契約期間満了の 3 か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されます。	5. 契約更新に関する事項 <u>契約電力が 500 キロワット以上のお客さまは</u> 契約期間満了の 3 か月前までに、 <u>契約電力が 500 キロワット未満のお客さまは契約期間満了までに、</u> お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されます。
電気料金	6. 電気料金 (1) 毎月の電気料金は、(i) 常時供給電力、(ii) 予備電力、(iii) 自家発補給電力および(iv) 契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額 <u>（燃料費調整単価×使用電力量）</u> を含みます。）」の合計額となります。 (2) 基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。 (3) <u>燃料費調整額とは、液化天然ガス・石炭の価格（以下「燃料価格」といいます。）の市場や為替等の外的要因による変動や日本卸電力取引所における電力の市場価格の変動を電気料金に反映するための調整額です。なお、燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。</u> <u>＜燃料費調整単価の計算方法＞</u> <u>3 か月の平均価格、基準単価等から次のとおり算定いたします。</u> <u>燃料費調整単価＝（平均燃料価格^{※1}－42,000 円^{※2}）×基準単価^{※3}÷1,000＋卸市場単価</u> <u>卸市場単価＝（平均市場価格^{※4}－19.37 円^{※5}）×卸市場率^{※6}</u> <u>※1：各平均燃料価格算定期間における(A) 平均液化天然ガス価格、(B) 平均石炭価格により、次のとおり算定いたします。</u> <u>平均燃料価格＝A×α（0.4381）＋B×β（0.5545）</u> <u>※2：調整の基準となる燃料価格</u> <u>※3：特別高圧電力は 19 銭 3 厘、高圧電力は 19 銭 6 厘といたします。</u> <u>※4：平均燃料価格算定期間における午前 6 時から午後 6 時までの約定単価（原則として、日本卸電力取引所から公表されるスポット市場取引における 30 分ごとのエリアプライス（中部エリア）といたします。）の単純平均といたします。</u> <u>※5：基準となる市場平均価格</u> <u>※6：特別高圧電力は 10.1 パーセント、高圧電力は 10.3 パーセントといたします。</u> 燃料費調整単価および卸電力単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。 (4) 算定期間が 1 か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。	6. 電気料金 毎月の電気料金は、(i) 常時供給電力、(ii) 予備電力、(iii) 自家発補給電力および(iv) 契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額 ^{※1} を含みます。）」の合計額となります。 <u>燃料費調整額は、液化天然ガス・石炭等の価格（以下「燃料価格」といいます。）および日本卸電力取引所における電力の市場価格の変動に応じて、電気料金を毎月調整するものです。燃料価格は市場や為替等の外的要因により変動します。なお、燃料価格や市場価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなることがあり、電気料金が大きく変動する可能性があります。</u> <u>※1：燃料費調整額＝燃料費調整単価^{※2}×使用電力量</u> <u>※2：燃料費調整単価（税込）の計算方法は次のとおりといたします。</u> <u>燃料費調整単価＝（平均燃料価格－42,000 円）×基準単価÷1,000＋卸市場単価</u> <u>基準単価は、特別高圧電力は 19 銭 3 厘、高圧電力は 19 銭 6 厘といたします。</u> なお、燃料費調整単価および卸電力単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。 なお、算定期間が 1 か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。 基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。
供給電気方式、供給電圧および周波数	7. <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u>	7. 供給電圧および周波数 <u>(1) 特別高圧電力は原則として標準電圧 20,000 ボルト以上、標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘル</u>

	(新) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
		<u>ツ）となります。</u> <u>(2) 高圧電力は原則として標準電圧 6,000 ボルト以上、標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘルツ）となります。</u>
契約電力	8. 契約電力 (1) （略） (2) 契約電力 500 キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその 1 か月の最大需要電力とその月の前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>イ</u> 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>ロ</u> 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。 <u>ハ</u> 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 か月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。 (3) （略）	8. 契約電力 (1) （略） (2) 契約電力 500 キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその 1 か月の最大需要電力とその月の前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>○</u> 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 <u>○</u> 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。 <u>○</u> 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 カ月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率</u>、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。 (3) （略）
工事費負担金等相当額	9. <u>工事費負担金等相当額</u> <u>当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として申し受けます。</u>	9. <u>工事費等</u> <u>託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづいて工事費負担金等お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者等から請求を受けた場合は、お客さまは当社の請求に応じ、当該工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料を支払っていただくものといたします。</u>
その他ご負担いただく費用	10. その他ご負担いただく費用 (1) （略） (2) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、<u>原則として</u>契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払い期限内に支払っていただきます。	10. その他ご負担いただく費用 (1) （略） (2) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払い期限内に支払っていただきます。
使用電力量等および料金の算定	11. <u>使用電力量等</u>および料金の算定 (1) <u>使用電力量</u>は、<u>計量器</u>の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、<u>託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。</u> (2) (略) (3) <u>一般送配電事業者等から受領した検針の結果</u>は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。 (4) 料金<u>算定</u>は、原則として毎月 3 営業日から第 5 営業日までに行います。一般送配電事業者等より電力	11. <u>計量</u>および料金の算定 (1) <u>お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率</u>は、<u>電力量計</u>の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、<u>一般送配電事業者等が設置した記録型計量器により計量いたします。</u> (2) (略) (3) <u>計量の結果</u>は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。 (4) 料金<u>計算</u>は、原則として毎月 3 営業日から第 5 営業日までに行います。一般送配電事業者等より電力

	(新) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）				
	量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第 5 営業日に料金計算を行います。 なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。 <u>【削除】</u>	量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第 5 営業日に料金計算を行います。 なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。 <u>(5) 月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、電磁的方法（インターネットを利用する方法を言います。）により、原則として毎月、第 3～第 4 営業日を目途にお客さまにお知らせいたします。（郵送によるお知らせは実施いたしません。）</u>				
料金その他の支払い方法	12. 料金その他の支払い方法 お客さまは、料金を原則として口座振替により、毎月お支払いいただきます（支払方法の登録処理完了時期により、初回の口座振替日が早まる場合があります。）。	12. 料金その他の支払い方法 お客さまは、料金を原則として口座振替により、毎月お支払いいただきます（支払方法の登録処理完了時期により、初回の口座振替日が早まる場合があります。）。 <u>工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</u>				
帳票発行手数料	13. 帳票発行手数料 <u>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、以下に定める各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</u> <u>イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</u> <u>ロ お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</u> <u>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</u> <u>イ (1)イの場合</u> <table><tr><td><u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u></td><td><u>130 円（税込）</u></td></tr></table> <u>ロ (1)ロの場合</u> <table><tr><td><u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u></td><td><u>250 円（税込）</u></td></tr></table>	<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>130 円（税込）</u>	<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>250 円（税込）</u>	【新設】
<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>130 円（税込）</u>					
<u>1 料金の算定期間および 1 通につき</u>	<u>250 円（税込）</u>					
需要場所への立入りによる業務の実施	14. 需要場所への立入りによる業務の実施 <u>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u> <u>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務</u> <u>(2) その他電気需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</u>	13. お客さま側の保安等に関するご協力 <u>電気の需給にあたり、一般送配電事業者等が定める託送約款等に規定された内容を遵守していただきます。託送約款等には次のようなお客さまにお守りいただく事項等がございます。</u> <u>(1) お客さまの電気のご利用に際し、設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</u> <u>(2) 当社および一般送配電事業者等は、必要な業務のために、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u> <u>(3) お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合等には、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備を施設して、電気を使用していただきます。</u> <u>(4) 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合等には、その旨を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。</u>				
料金の変更	15. 料金の変更 (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。 <u>イ</u> 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 <u>ロ</u> お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合	14. 料金の変更 (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。 <u>○</u> 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 <u>○</u> お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合				

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)
	(2) (略)	(2) (略)
お客さまからの申し出による契約の変更・終了	16. お客さまからの申し出による契約の変更・終了 (1) 需給契約締結日以降、需給開始日、需給契約更新日または契約電力を増加された日から1年未満の期間内は、原則として、契約電力の減少ができません。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合または<u>お客さまおよび当社ならびに一般送配電事業者等が</u>同意すればこの限りではありません。 (2) お客さまが契約電力の変更または需給契約を終了しようとする場合は、原則として、変更希望日または終了希望日の3か月前までに当社にその旨を<u>所定の方法</u>で通知していただきます。 (3) (略)	15. お客さまからの申し出による契約の変更・解約 (1) 需給契約締結日以降、需給開始日、需給契約更新日または契約電力を増加された日から1年未満の期間内は、原則として、契約電力の減少ができません。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合または<u>双方が</u>同意すればこの限りではありません。 (2) お客さまが契約電力の変更または需給契約を解約しようとする場合は、原則として、変更希望日または解約希望日の3か月前までに当社にその旨を<u>書面</u>で通知していただきます。 (3) (略)
契約変更・終了に係る料金	17. 契約変更・終了に係る料金 (1) <u>お客さまが契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u> <u>イ お客さまが契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に定める料金を除きます。）に関して、お客さまに精算していただきます。</u> <u>ロ 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。</u> (2) <u>お客さまが契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとする場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u> <u>イ お客さまが契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金（託送約款等に定める料金を除きます。）に関して、お客さまに精算していただきます。</u> <u>ロ 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。</u> (3) <u>8(2)によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または所定の算定方法によって算定された契約受電設備の総容量もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(1)または(2)に準ずるものといたします。</u>	16. 契約変更・解約に伴う費用 (1) 契約電力の変更 <u>お客さまからの申し出による契約電力の減少が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から契約電力を減少させる日の前日までの期間の料金について、契約電力の減少分につき、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。また、これに伴い、一般送配電事業者等の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</u> (2) 契約の解約 <u>お客さまからの申し出による解約が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から解約日の前日までの期間の料金について、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比であん分した値といたします。また、これに伴い、一般送配電事業者等の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</u>
当社からの契約の解約	18. 当社からの契約の解約 (1)～(6) (略) (7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止され、<u>供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかな</u>場合 (8)～(14) (略)	17. 当社からの契約の解約 (1)～(6) (略) (7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止され<u>たお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない</u>場合 (8)～(14) (略)
約款の変更手続きについて	19. 約款の変更手続きについて (1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく電気需給約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の電気需給約款によるものとします。なお、当社は、電気需給約款を変更するときは、その効力発生時期を定める	18. 約款の変更手続きについて (1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく電気需給約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の電気需給約款によるものとします。なお、当社は、電気需給約款を変更するときは、その効力発生時期を定める

	(新) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
	とともに、電気需給約款を変更する旨および変更後の電気需給約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。 (2) 電気需給約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 <u>イ</u> 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 <u>ロ</u> 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (3) （略）	とともに、電気需給約款を変更する旨および変更後の電気需給約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、<u>イ</u>「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。 (2) 電気需給約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 <u>イ</u> 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 <u>ロ</u> 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (3) （略）
その他	<u>20.</u> その他 (1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。 (2)～(10) （略）	<u>19.</u> その他 (1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下、<u>イ</u>「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。 (2)～(10) （略）